

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月2日

【会社名】 株式会社アプリックス

【英訳名】 Aplix Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 倉林 聡子

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050)3786-1715

【事務連絡者氏名】 IR・コーポレート推進部部长 岩井 俊輔

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050)3786-1715

【事務連絡者氏名】 IR・コーポレート推進部部长 岩井 俊輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年3月31日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年3月31日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 当社と株式会社グローバルキャストとの株式交換契約承認の件

2026年1月16日に当社と株式会社グローバルキャスト 以下「グローバルキャスト」 との間で締結した、当社を株式交換完全親会社、グローバルキャストを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）に係る株式交換契約の承認を得るものである。なお、本株式交換の効力発生日は、2026年4月1日である。

第2号議案 定款一部変更の件

（1）「第2条（目的）」の変更

第1号議案の本株式交換の実施に伴いグローバルキャストは当社の完全子会社となる見込みであることから、当社及び完全子会社となるグローバルキャストの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開の多様化に対応するため、「第2条 目的」を変更案第2条のとおり変更するため、当社定款を変更する。

（2）「第2条（目的）」の変更

第1号議案の本株式交換の実施と併せて、2026年1月16日に開催した臨時取締役会における決議に基づき第三者割当の方法により株式会社光通信に対して2026年2月2日を割当日として発行した新株予約権（以下「本新株予約権」）に関連して、本株式交換により新たにグローバルキャストに対して当社株式21,801,702株を交付する予定であることに加え、本新株予約権については2,500,000株（新株予約権個数25,000個）の割当を行う予定であり、現状の当社発行済株式総数21,886,130株に対して、本株式交換の実施により新たに発行される株式数と本新株予約権をすべて行使した場合における新規発行株式数を加算した場合、現状の発行可能株式総数35,000,000株を超過することから、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更案第6条のとおり変更するため、当社定款を変更する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、倉林聡子、鳥越洋輔、平松庚三、田口勉、川口英幸、神谷和幸、高垣浩一を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、坂口禎彦、望月明人を選任する。

第5号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、UHY東京監査法人を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 当社と株式会社グローバルキャストとの株式交換契約承認の件	109,002	3,920	0	(注1)	可決 96.52
第2号議案 定款一部変更の件	108,951	3,971	0	(注1)	可決 96.48

第3号議案 取締役7名選任の件						
倉林 聡子	108,843	4,079	0	(注2)	可決	96.38
鳥越 洋輔	108,885	4,037	0		可決	96.42
平松 庚三	108,297	4,625	0		可決	95.90
田口 勉	108,608	4,314	0		可決	96.17
川口 英幸	108,640	4,282	0		可決	96.20
神谷 和幸	108,649	4,273	0		可決	96.21
高垣 浩一	108,736	4,186	0		可決	96.29
第4号議案 監査役2名選任の件						
坂口 禎彦	108,983	3,939	0	(注2)	可決	96.51
望月 明人	108,872	4,050	0		可決	96.41
第5号議案 会計監査人選任の件	108,411	4,511	0	(注3)	可決	96.00

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。